

# 雇用保険法等の一部を改正する法律案

## (労働者災害補償保険法の一部改正関係)の概要

### 1. 改正の趣旨

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく特別会計の改革等に伴い、労働者災害補償保険の労働福祉事業の見直しを行うとともに、船員保険の職務上疾病部門及び年金部門の労働者災害補償保険への統合を行うものである。

### 2. 改正の概要

#### (1) 労働福祉事業の見直し

現在の労働福祉事業の4つの事業（社会復帰促進事業、援護事業、安全衛生確保事業及び労働条件確保事業）のうち、災害補償給付と関係の薄い労働条件確保事業を廃止し、以下の3つの事業へ再編するとともに、事業名を「労働福祉事業」から「社会復帰促進等事業」へと変更する。

- 社会復帰促進事業
- 援護事業
- 保険給付に係る事業の健全な運営に資する事業

#### (2) 船員保険の統合

##### ① 適用対象

現在の労働者災害補償保険法においては、船員保険の被保険者たる船員を適用対象外としていることから、当該適用除外規定を削除し、適用対象とする。

(注) 船員については、その労働環境の特殊性により、現行の船員保険法において、労働者災害補償保険法よりも手厚い給付を受けているところである。そのため、統合後は船員以外の労働者と同様の補償給付を労働者災害補償保険法から給付し、それを超える給付については、独自上乘せ給付として、船員保険法に基づき給付されるよう船員保険法の改正において所要の措置を講ずる。

##### ② 連携規定の設置

労働災害補償制度の適切な運営のためには、災害予防と補償は一体的に行われることが望ましいことから、労働災害の予防を所掌する国土交通大臣と労働災害の補償を所掌する厚生労働大臣との間に、連携規定を設ける。

##### ③ 積立金の移管

施行前に生じた事故に係る保険給付については、なお従前の例によるものとし、当該保険給付に要する費用については、船員保険が保有する積立金を移管するとともに、船員を使用する事業主から徴収するものとする。

### 3. 施行期日

2(1)は平成19年4月1日から、2(2)は平成22年4月1日から施行する。